

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百二十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（河川定期縦横断測量、三級基準点測量）

### 三 作業地域

児玉郡神川町北東部、児玉郡上里町北東部

### 四 作業期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年二月二十八日まで